

社会福祉法人四日市市社会福祉協議会役員及び評議員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第10条及び定款第25条の規程に基づき、社会福祉法人四日市市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員及び評議員等に対する報酬の額及びその支給について定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する「役員及び評議員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) その他本会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた者

(報酬)

第3条 役員及び評議員等の報酬は次のとおりとする。

- (1) 会長 職務執行があった場合 1日5,000円 ただし、月額10万円以内とする。
- (2) 役員及び評議員（会長、行政職員、本会職員を除く。） 理事会、評議員会、監事監査等に出席した場合 1日3,000円
- (3) 前条第1項第4号に規定する者 会長が指定した事項に関与した場合 1日3,000円
(旅費)

第4条 役員等の旅費については、本会職員の支給額に準じて会長がその都度定める。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成8年3月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成29年6月21日から施行する。
- 6 この規程は、令和5年8月24日から施行する。